

国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

従業員が国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合、事業所は年末調整時に一定の要件に該当していることを確認する必要があります。要件に応じて「親族関係書類」「送金確認書類」等を確認した上で、給与支払報告書の区分欄へ以下のとおり記載いただく必要があります。

■給与支払報告書（個人別明細書）の区分欄記入方法

国外居住親族の年齢等の区分		区分欄
16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上		0 1
30 歳以上	①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	0 2
	②障害者	0 3
70 歳未満	③当該従業員からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 3 8 万円以上受けている者	0 4
控除対象配偶者（配偶者控除・配偶者特別控除）		○
16 歳未満 ※控除対象とならないが、非課税判定等における税法上の扶養親族の対象		○

※一定の要件および確認書類の詳細については、国税庁ホームページにてご確認ください。

※30 歳以上 70 歳未満については、上記①②③に該当しない場合は控除対象外となります。

※上記書類が外国語により作成されている場合には、訳文の確認も必要となります。

※扶養控除等を適用する国外居住親族が複数いる場合には、各人ごとに送金関係書類が必要となります。

The diagram illustrates the mapping between the summary table and the tax form. Blue arrows indicate the flow of information from the '区分欄' (Category Column) of the summary table to the '区分' (Category) columns in the tax form sections. Red boxes highlight the '区分' columns in the tax form sections.

Section 1: 配偶者・扶養親族 (Spouse and Dependents)

氏名	個人番号	区分
氏名	個人番号	区分

Section 2: 16 歳未満の扶養親族 (Dependents under 16 years old)

氏名	個人番号	区分
氏名	個人番号	区分

Section 3: 16 歳以上の扶養親族 (Dependents 16 years old and over)

氏名	個人番号	区分
氏名	個人番号	区分

■書類の保存

親族関係書類、送金関係書類、留学ビザ等書類、3 8 万円送金書類が提出された場合は、扶養控除等申告書と併せて事業所に 7 年間保存することとされています。なお、地方税法第 2 9 8 条に基づき、市府民税の賦課決定のために書類等の提出を求めることがあります。